

# 資産所得倍増プラン「NISAの抜本的拡充」でNISA縮小回避!? 教育資金需要増で英国ISAや米国529が拡大(英国ではイノベティブ・ ファイナンスISAやグリーンISA等多様化)する中、日本のジュニアNISAは?

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治  
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、NISAなど内外の資産運用に関連する情報を発信するコラムです。

## 資産所得倍増プラン「NISAの抜本的拡充」は早ければ年末までに策定!

2022年5月28日(土)、岸田首相就任後初の経済財政運営の指針、いわゆる「骨太の方針 2022」に盛り込まれる成長戦略の看板政策「新しい資本主義」実行計画の原案が判明した。原案の題名は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現」

(NHK「骨太の方針 NISA 拡充など『資産所得倍増プラン』盛り込みへ」～ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220528/k10013646911000.html> )、  
日本経済新聞「成長分野に人材シフト 100万人 『新しい資本主義』原案」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA272NP0X20C22A500000/> )、  
朝日新聞「課題解決『市場も国家も』『新しい資本主義』実行計画原案」～ <https://www.asahi.com/articles/DA3S15307789.html> )、  
読売新聞「100万人に能力開発・再就職支援、年内にも『資産所得倍増プラン』策定」～ <https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220528-OYT1T50208/> )、  
Bloomberg「『資産所得倍増プラン』を年内にも策定の方針、貯蓄から投資へ報道」～ <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-05-28/RCM8MST0G1P001> )。

2022年5月29日作成

岸田首相就任後初の経済財政運営の指針、いわゆる「骨太の方針2022」(2022年6月上旬の閣議決定をめざしている)に盛り込まれる成長戦略の看板政策「新しい資本主義」実行計画原案

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現」原案  
\*2022年6月22日公示・7月10日投開票予定の参院選での政権公約の一部として打ち出される見通し。

重点投資する4本柱	より具体的に
1. 人への投資	「資産所得倍増プラン」を早ければ年末までに策定～NISAの抜本的拡充や、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など～ 子ども政策の「出世払い型奨学金(卒業後の所得に応じて返還)の本格導入 非正規雇用を含む100万人を対象に、能力開発や再就職支援 男女の賃金格差の公表義務づけ
2. 科学技術・イノベーションへの投資	AI、バイオ、再生医療など重点支援 首相に助言する科学技術顧問設置
3. スタートアップ投資	創業時に信用保証を受けていれば経営者の個人保証は不要に 事業担保に資金調達しやすい制度新設 M&A目的の公募増資円滑化へ2023年までにルール見直し 産業革新投資機構の期限を2034年から2050年まで延長。
4. グリーン、デジタルへの投資	GX(グリーン・トランスフォーメーション)に10年で150兆円超投資 GX経済移行債(仮称)発行、カーボンプライング具体化 再生可能エネルギー、原子力など脱炭素電源の最大限活用

(出所: 三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が各種報道・資料から作成)

資産所得倍増プラン「NISAの抜本的拡充」でNISA縮小を回避出来る可能性。

ジュニアNISAが支援出来るもの(だったがジュニアNISAは2023年末で終了)。

NISAにはまだ無いが、NISAが参考とする英国ISAには「イノベティブ・ファイナンスISA」や「グリーンISA」がある。

2022年5月5日に岸田首相が英国で資産所得倍増プラン(インベスト・イン・キシダ/Invest in Kishida/岸田に投資を)の講演をして以来、資産所得倍増プランの「NISA/少額投資非課税制度(日本版ISA)の抜本的拡充」が話題となっている(2022年5月5日付首相官邸～ [https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/statement/2022/0505kichoko.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0505kichoko.html) )、2022年5月16日付日本版ISAの道 その356「米国の新しい最善の利益規制と日本のNISAの抜本的拡充」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220516\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220516_2.pdf) )。話題となっている「NISAの抜本的拡充」が柱となる資産所得倍増プランは「新しい資本主義」実行計画の一部で、その資産所得倍増プランは早ければ年末までに策定されると言う(2022年5月29日付読売新聞「100万人に能力開発・再就職支援、年内にも『資産所得倍増プラン』策定」～

<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20220528-OYT1T50208/> )。

## 新しい資本主義実現会議で「つみたて NISA 恒久化」と「0 歳からも加入可」という意見

「新しい資本主義」実行計画原案は 2022 年 5 月 31 日の有識者会議「新しい資本主義実現会議」に提示されて、与党との調整を経て 6 月上旬に閣議決定となる。「新しい資本主義実現会議」は議長が岸田首相で、構成員には財務大臣・金融担当大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣が並び、その他、金融ビジネス関連として、日本総合研究所理事長の翁百合氏、シブサワ・アンド・カンパニー代表でコモンズ投信会長の渋澤健氏などがいる。詳細な情報(過去 7 回)が内閣官房のホームページに出ているが( [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html) )、「NISA の抜本的拡充」については、渋澤氏が出している。

渋澤氏は第一回(2021 年 10 月 26 日)で「**一般個人の長期的積み立て投資:若者・若年層『つみたて NISA』の恒久化**」( [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai1/shiryou6-1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai1/shiryou6-1.pdf) )、第五回(2022 年 4 月 12 日)で「**日本の最大の格差問題は世代間格差であり、実はそれを是正するような取組の成功体験が、つみたて NISA。資料 6 のデータを見ていただくと、実は 20 代・30 代の口座が増えている。現在は時限措置になっているが、成功している制度であるため是非恒久化していただき、また、未成年も利用できるようにすることが大事。**」( [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai5/gijiyousi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai5/gijiyousi.pdf) )と発言している。

「資料 6 のデータ」は下記の通り(下線は当コラム筆者、 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai5/shiryou6.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai5/shiryou6.pdf) )。

金融資産の6割強を 60 代以上が持つ世代間格差を、若手世代の資産形成を促す成長と分配の好循環で是正すべき。

### →つみたてNISAの恒久化。0歳(未成年)からも加入可。

- ・2024年より、投資可能期間が2037年から2042年まで。←恒久化すべき
- ・2023年末より、ジュニアNISAが廃止。←制度が複雑で利用者が少ない(孫のつみたて投資の原資を、60代以上が提供することを推進すべき)  
(年40万円の上限は、「金持ち優遇」では決めてない)
- ・つみたてNISAの導入により、若手世代の口座開設の増率が顕著。
- ・次世代の「人への投資」を制度改正ではっきりと意思表示すべき。

図1：つみたてNISAの年代別口座数・増加率

	つみたてNISA 口座数 (2020年6月時点)	2020年3月末 からの増加率	年代別比率
総数	244万3,717口座	11.2%	100.0%
20歳代	40万9,627口座	19.2%	16.8%
30歳代	64万8,327口座	13.1%	26.5%
40歳代	62万6,904口座	9.3%	25.7%
50歳代	43万2,816口座	8.4%	17.7%
60歳代	21万8,981口座	6.9%	9.0%
70歳代	9万2,204口座	4.6%	3.8%
80歳代以上	1万4,858口座	5.2%	0.6%

出典：金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査(2020年6月末時点)」

※つみたてNISA口座数は、基準日時点において、つみたてNISAの投資利用枠が設定されている口座数。

※年代別比率については、端数処理(四捨五入)の関係で、合計が100%にならない場合がある。

## 「NISAの抜本的拡充」に関連した主な意見

「NISAの抜本的拡充」に関連した主な意見を下記する(掲載日順、下線は当コラム筆者、画像は金融庁のキャラクター)。

- 5月6日: 国民民主党(2022年2月22日に当初予算案に賛成、2022年5月27日に補正予算案に賛成～当初予算案の野党賛成は1977年の民社党、1977-1978年の新自由クラブ以来)の玉木雄一郎氏「岸田総理がシティで発表した『資産所得倍増計画』の柱はNISAの拡充。**国民民主党はNISAの拡充には大賛成だし今の税制優遇策でも不十分だと思っ**ている。」(<https://twitter.com/tamakiyuichiro/status/1522353181279555584?ext=HHwWgMDUJeKJvqAqAAAA>)。
- 5月7日: 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の藤戸則弘氏「NISAの拡充も具体策が大事だ。骨組みは良くても肉付けができなければ投資意欲は喚起されない。」(<https://www.asahi.com/articles/DA3S15287108.html>)。
- 5月8日: 日本経済新聞社説「(NISAは)英国の半分に満たない非課税枠の小ささや制度の複雑さ、時限的な措置であることなどが批判されてきた。『**抜本的拡充**』と言うのであれば、**非課税枠を広げるとともに、今こそ制度の恒久化を検討すべきではないか。**」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODK106F20Q2A510C200000/>)。
- 5月10日: 日本経済新聞マネー・エディターの山本由里氏「**今後は(NISAの)非課税期間の恒久化と非課税枠の英国並み拡大(300万円強)を視野に議論が進むとみられる。**」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB091RM0Z00C22A500000/>)。
- 5月16日: ファンド情報のコンフィデンシャル「N」(新NISAの)2階部分の対象商品拡大だけでは岸田首相が言う『**抜本的拡充**』にはならないだろう。そもそも、1階と2階で購入できる商品の範囲が異なるという新NISAの設計に対して、仕組みの複雑さや分かりにくさが利用を阻害しかねないと指摘する声は以前から多かったよ。I) 『**一般NISAのまま残して欲しかった**』(複数の販売会社)という不満も根強いから、『**抜本的拡充**』により、**新NISAが仕切り直しになる可能性が出てきてもおかしくない。K) シンプルな制度に修正したうえで、日証協などが要望してきた『恒久化』が実現すれば業界には追い風だ。**」  
(N、I、Kは匿名の人物～ [https://www.r-i.co.jp/article\\_fund/2022/05/article\\_fund\\_20220520\\_jpn.pdf](https://www.r-i.co.jp/article_fund/2022/05/article_fund_20220520_jpn.pdf))。
- 5月18日: 日本経済新聞編集委員の小平龍四郎氏「『**抜本的**』と言うからには、**非課税枠を現行の最大120万円から少なくとも英国並みの300万円強(2万円)**に一気に引き上げ、**入れ替え売買の自由化や制度恒久化**を打ち出せばインパクトは出る。」、LIFE MAP,LLCの竹川美奈子氏「**新NISAは制度が複雑すぎます。例えば、資産形成を促すのが目的なら、つみたてNISAに1本化して制度を恒久化すればよいのではないでしょう**か。年間拠出額の引き上げより、安心して長期投資ができるよう恒久化を優先してほしいです。」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODK173MI0X10C22A500000/>)。
- 5月20日: 経済ジャーナリストの荻原博子氏「**新NISAは複雑で、投資が不安な初心者はずまます手が出づらい。**これでは、資産所得倍増はおろか、投資人口を増やすこともむずかしいでしょう。」(<https://jisin.jp/life/living/2098858/?rf=2>)。
- 5月25日: 日本証券業協会会長の森田敏夫氏「**具現化できるよう業界を挙げて取り組む。具体的内容は今後詰めるが、例えばNISAについて恒久化や海外の例を参考に年間拠出額の上限の300万円程度への引き上げ、金融教育の充実などが提言として考えられる。**」(<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-05-25/RCFFKRDX2PS01>)。
- 5月26日: 投資信託協会副会長(セン投信会長CEO)の中野晴啓氏「**現実的で即効性のある改善案として予測できるのは、まず(つみたてNISAの)上限40万円の年間拠出額を当初案の60万円にすること。あるいはいずれ一般NISAに代わる制度として、つみたてNISAに一本化されることも想定すれば、一気に120万円(一般NISAの年間拠出上限額)への増額も期待できよう。**そして世代を超えて長期投資が一般的になる成熟した社会を展望する上では、**現状の時限立法から恒久制度化への変更はぜひ望まれるものだ。**ちなみにNISAは、英国で広く普及している投資非課税制度『ISA』の日本版というコンセプトでNISAと名付けられた。本家・英国では**非課税期間が無期限**なのも成功の一因であることを踏まえれば、さらに20年という**非課税期間の無期限化への期待も膨らむ。**そこまで『NISAの抜本的拡充』が進めば、生活者主導の本格的長期投資が主軸となった日本の金融立国化が現実のものになってくるだろう。」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB2509Q0V20C22A500000/>)。
- 5月27日: フィンウェル研究所の野尻哲史氏「**英国の相続ISAのような配偶者間でNISA資産を引き継げる制度を導入すること、などの環境づくりが必要だろう。…(略)…。非課税期間を撤廃して恒久化すべきだろう。一度売却すると買い替えできないのも課題だ。**」(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB150P60V10C22A500000/>)。



その他、2022年5月22日にフジテレビ系/FNN「日曜報道 THE PRIME」で、官房副長官(政務)の木原誠二氏が「いま我々がやるべきことは、まさに貯蓄から投資。」と発言、弁護士の橋下徹氏(元大阪府知事、元大阪市長、元日本維新の会代表)が「NISAの拡大と高額資産家の総合課税化を合わせてワンセットでやっていくことが、税による配分と、その株式市場による配分の合わせ技だと思う。」と発言していた(後述※1参照)。

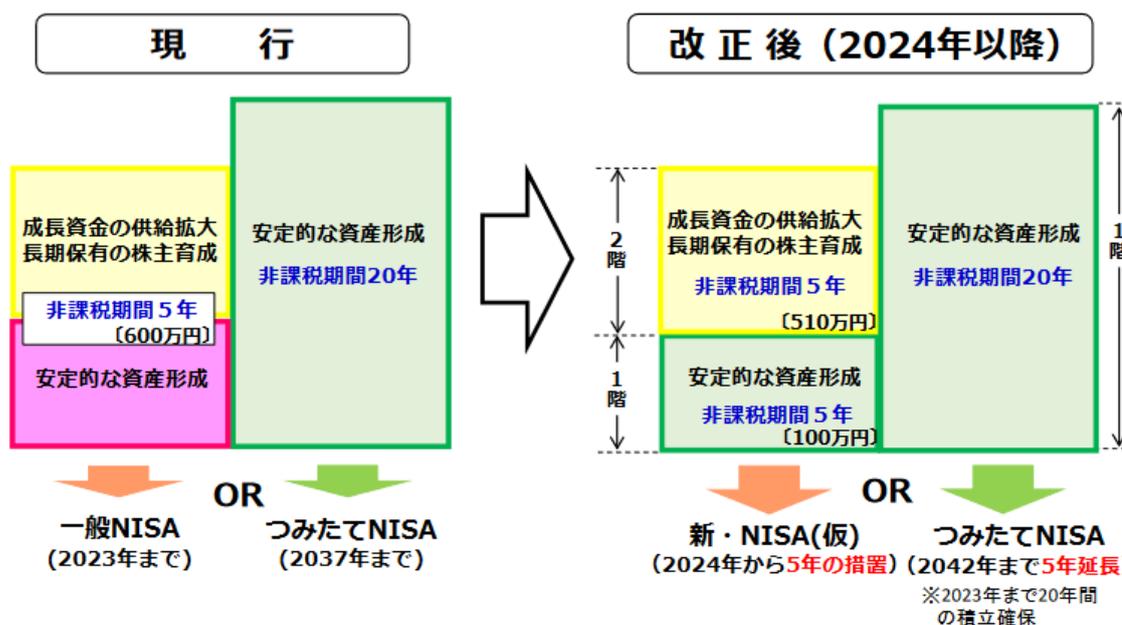
**NISAの恒久化は「当確」かもしれない。それは、先述通り、「新しい資本主義実現会議」で「つみたてNISAの恒久化」が出ている事、何より、2022年5月16日に自民党の金融調査会(会長は片山さつき氏)が「NISAの恒久化」を首相に提言している事がある為である**(金融調査会の提言として初のNISA～ <https://www.jimin.jp/news/policy/201604.html>)。

自民党の金融調査会の関連議員には「つみたてNISA」導入を決定した際(2016年12月8日)の党税調(自民党税制調査会)会長だった宮沢洋一氏(2021年11月以降現在も党税調会長)、岸田首相が「最も信頼する」(2021年10月26日岸田首相)木原誠二氏、「つみたてNISA」を推進してきた首相補佐官の村井英樹氏がいる(宮沢洋一氏は2021年10月18日付日本版ISAの道その344「金融所得課税の見直しはNISAと共に」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211018\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf)、木原誠二氏と村井英樹氏は2022年5月16日付日本版ISAの道その356「米国の新しい最善の利益規制と日本のNISAの抜本的拡充で一層インデックスファンドに資金が向かう!?」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220516\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220516_2.pdf))。

**NISAの口座開設可能期間は年122万円の新NISAが2024年1月から2028年までで(非課税期間5年)、年40万円の「つみたてNISA」が同2042年までである(非課税期間20年)。つまり、時限的な措置で、恒久化されていないのである**(口座開設可能期間が延長する可能性はあるものの、ジュニアNISAの様に終了する可能性もある)。

## NISA改正のイメージ

- 2階建ての**新・NISA**を創設、1階はつみたてNISA類似(非課税期間は5年間)、2階部分は一般NISA類似
- 原則として、**1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行えるように**  
⇒ より多くの国民が積立分散投資を経験  
(例外として、**上場株式のみへの投資の場合は1階部分への投資なしに2階部分で投資可能**)



※ジュニアNISAについては延長せず(2023年末で終了)

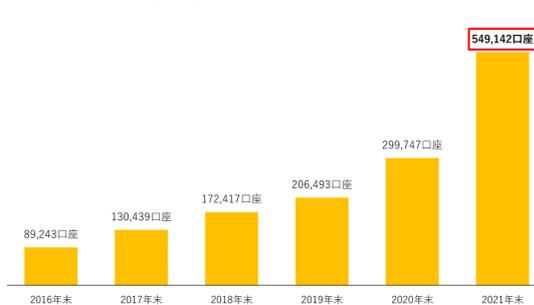
(出所: 財務省「NISA改正のイメージ」～ [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b08\\_7.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b08_7.pdf))

## 資産所得倍増プラン「NISA の抜本的拡充」で NISA 縮小回避!?

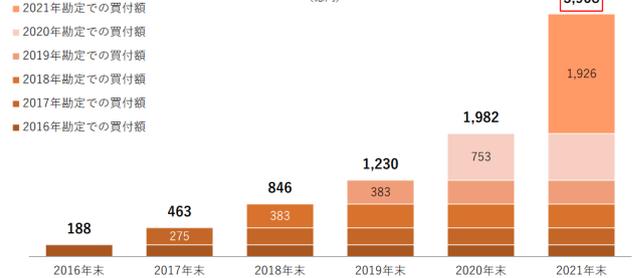
先述した「NISA の抜本的拡充」に関連した主な意見にジュニア NISA が無かった。ただ、2022 年 4 月 12 日の「新しい資本主義実現会議」第五回でシブサワ・アンド・カンパニー代表でコモンズ投信会長の渋澤健氏が「未成年も利用できるようにすることが大事。」「制度が複雑で利用者が少ないジュニア NISA で孫のつみたて投資の原資を、60 代以上が提供することを推進すべき。」と言う意見を出している(は新ジュニア NISA 導入については 2021 年 10 月 18 日付日本版 ISA の道 その 344「金融所得課税の見直しは NISA と共に NISA の恒久化と年間投資上限額引き上げ、新ジュニア NISA/日本版 529 プラン(米国の教育資金積立制度)、成長の為に新しい NISA を期待!~NISA の本家・英国では今~」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211018\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf))。

日本では成年年齢が 2022 年 4 月から、20 歳から 18 歳に引き下げられた事もあり、金融教育が重視されている(<https://www.fsa.go.jp/teach/chuukousei.html>)。日証協も資産所得倍増プランについて「金融教育の充実などが提言として考えられる」と言う(先述)。2022 年 5 月 28 日に原案が判明した「新しい資本主義」実行計画原案に「子ども政策の『出世払い型奨学金』(卒業後の所得に応じて返還)の本格導入」があつてこれはジュニア NISA が支援出来るものだ。そして、何より、ジュニア NISA が 2023 年末で終了する理由である「利用実績が乏しい」(2019 年 12 月 12 日付与党税制改正大綱~<https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>)だが、今、その利用実績は急増しているのである(下記図表参照、急増の理由は後述)。

証券会社のジュニアNISA口座数の推移



証券会社のジュニアNISA口座における買付額の推移 (億円)



(出所: 日本証券業協会「ジュニア NISA 口座開設・利用状況調査結果」~ <https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/nisajoukyou.html>)

ジュニア NISA の存続、新ジュニア NISA もしくは日本版 529 プラン(米国の教育資金積立制度)の導入もあるのが自然だ(2021 年 10 月 18 日付日本版 ISA の道 その 344「金融所得課税の見直しは NISA と共に」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211018\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf))。それに「NISA の抜本的拡充」が予想される現行 NISA は年 80 万円のジュニア NISA が 2023 年末で終了する事もあり、2024 年 1 月から、NISA の非課税枠は縮小する見込みである(2022 年 5 月 16 日付日本版 ISA の道 その 356「米国の新しい最善の利益規制と日本の NISA の抜本的拡充」~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_220516\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_220516_2.pdf))。

結論的に、「NISA の抜本的拡充」候補としては以下が考えられる。

- NISA の恒久化**(口座開設可能期間の恒久化で「つみたて NISA」なら 2042 年期限を無くす事) \*英国は ISA 導入 10 年目で恒久化。
- 非課税期間の撤廃・無期限化・恒久化**(「つみたて NISA」なら非課税期間 20 年を無くす事) \*英国は ISA 導入時から無期限。
- 非課税枠を英国並みに拡大**(英国は年 2 万英ポンド/約 320 万円、NISA は 2024 年 1 月以降年 200 万円から年 122 万円に縮小見込み)
- スイッチング(入替売買)自由・フレキシブル・相続**(英国 ISA や日本の個人型確定拠出年金/iDeCo/イデコの様に言う事  
~2013 年 4 月 15 日付日本版 ISA の道 その 8「日本版 ISA と無(低)分配志向と日本株ファンド」~ <https://www.am.mufg.jp/text/130415.pdf>)  
\*英国はスイッチング自由で分配金再投資も新規投資とならず。ISA からの引き出しも同年度なら非課税枠復活(「フレキシブル ISA/Flexible ISA」~ジュニア ISA とライフタイム ISA 以外)。相続資産の ISA は翌年配偶者が追加可(「相続 ISA/Inherited ISA」~子供など以外)。
- 新 NISA の仕切り直し** \*英国にも「新 ISA/New ISA/NISA」と言う言葉があるが、これは 2014 年 7 月からの非課税枠大幅拡大および株式型から預金型への移管解禁後の ISA の事で日本の非課税枠ほぼそのまま(ジュニア NISA の非課税枠は大幅減少)仕組みが大きく変わって複雑となる「新 NISA/2 階建て NISA」とはまるで違う(2014 年 7 月 28 日付日本版 ISA の道 その 65~ <https://www.am.mufg.jp/text/140728.pdf>)。
- ジュニア NISA の存続** \*英国では非課税枠が 2020/2021 年度から、年 9,000 英ポンド/約 144 万円へ 2 倍に引き上げ(後述)。
- 新ジュニア NISA もしくは日本版 529 プラン/米国の教育資金積立制度の導入**(後述)

# 教育資金需要増で英国 ISA が拡大(インベティブ・ファイナンス ISA やグリーン ISA 等多様化)する中、日本のジュニア NISA は？

2022年5月5日に岸田首相が「**NISA(「ニーサ」)の抜本的拡充**」と発言した英国(英国にも「NISA があるが、それは2014年7月からの非課税枠大幅拡大および株式型から預金型への移管解禁後の新しい ISA/New ISA)、日本の NISA が参考とする英国、その ISA/Individual Savings Account(個人貯蓄口座)を見る。2021年10月18日付日本版 ISA の道 その344「金融所得課税の見直しは NISA と共に」([https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211018\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf))でも見たが、日本の NISA との違いをわかりやすくしたのを見る(ライフタイム ISA 等は後述※2「英国の ISA ファミリー、多様化する英国の ISA」および※3「世界の ISA 等の適格ファンド」を参照)。

年間非課税枠は、英国 ISA が約 320 万円に対し一般 NISA が 120 万円と英国は日本の 2.7 倍、積立型では 1.6 倍(英国が約 64 万円、日本が 40 万円)、ジュニア向けでは 1.8 倍(英国が 144 万円、日本が 80 万円～2023 年末まで)。日本のジュニア NISA は 2024 年以降無くなる為、年間非課税枠の大幅縮小を余儀なくされ、英国と日本の格差はもっと広がる。2024 年以降、NISA を大幅縮小させない為に「NISA の抜本的拡充」は絶対必要で喫緊の課題だったとも言える。

## 英国ISAと日本のNISA

2022年5月25日時点

ISA(Individual Savings Account/個人貯蓄口座)、NISA(ニーサ・Nippon Individual Savings Account/少額投資非課税制度)

	ISA/NISA (成人向け: Adult ISA/成人NISA)				ジュニアISA/NISA(未成年向け)	
	英国	日本	長期資産形成		英国	日本
	ISA <株式型> Stocks & Shares ISA	NISA (一般NISA)*1 →2024年から 新NISA(2階建て NISA)へ	英国 ライフタイム ISA /Lifetime ISA, LISA	日本 つみたてNISA	ジュニアISA <株式型> stocks and shares Junior ISA	ジュニアNISA →2023年末で 新規投資終了
制度開始	1999年	2014年	2017年	2018年	2011年	2016年
非課税対象	株式・投信・債券・保険等の配当、譲渡益、利子等	上場株式等・公募株式投信の配当・分配金・譲渡益	株式、投信、債券、保険、預金、MMF等の配当、譲渡益、利子等	長期・積立・分散投資に適した一定の公募等株式投信の分配金・譲渡益	株式・投信・債券・保険等の配当、譲渡益、利子等	上場株式・公募株式投信等の配当・分配金・譲渡益
非課税枠	年2万ポンド*2 /約320万円	年120万円 →2024年から 年122万円へ	年4000ポンド*2 /約64万円	年40万円	年9000ポンド*2 /約144万円	年80万円 →2024年から 年0円へ
総額	上限なし	最大600万円	最大12.8万ポンド(約2050万円)+政府ボーナス3.2万ポンド(約512万円)	最大800万円	上限なし	最大400万円
国からの補助金	なし	なし	あり*3	なし	なし	なし
投資可能期間	無期限	2023年末まで (新NISAは2028年末まで)*1	50歳になるまで	2042年まで*1	無期限	2023年末まで*4
非課税保有期間	無期限	5年間	無期限	20年間	無期限	5年間*4
途中売却	自由	自由*5	60歳未満はペナルティ*6	自由	18歳になるまで払出し不可	18歳になるまで払出し不可*7

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省、日本の金融庁、日本証券業協会等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

為替レートは1ポンド/円=160.129円換算(2022年5月25日時点)

\*1: 令和2年度改正でつみたてNISAは口座開設可能期間が2042年まで5年延長。2024年1月から開始する新NISA(制度改正後の一般NISA)は、口座開設可能期間が2028年までの2階建て。非課税枠は2階部分が年102万円、1階が年20万円。投資対象商品は2階が上場株式・公募株式投信等(高レバレッジ投信など、一定の商品・取引は除外)、1階がつみたてNISAと同じ。つみたてNISAとNISA(新NISA)は選択制。

\*2: 預金型ISA、株式型ISA、インベティブ・ファイナンスISA及びライフタイムISAの合計で年2万ポンドまで。加えて、ライフタイムISAのみ、上限4000ポンド。ジュニアISAは株式型と預金型の合計で年9000ポンドまで。

\*3: ライフタイムISAでは、拠出額の25%(年1000ポンド/約161万円まで、最大3.2万ポンド/約512万円)の政府ボーナスを非課税で受取り可。

\*4: 20歳(2023年より18歳)で一般NISAへ移管可。ジュニアNISAは、2023年末で新規投資が終了も、既投資分は20歳(2023年より18歳)になるまで非課税で継続保有可。

\*5: 売却するとその非課税投資枠の再利用不可。

\*6: ライフタイムISAは、初回住宅購入時または60歳以降に非課税で払出し可。60歳未満にそれ以外の目的で払出すと、補助金返済かつ5%の手数料。

\*7: 2024年以降は18歳未満も非課税で払出し可。

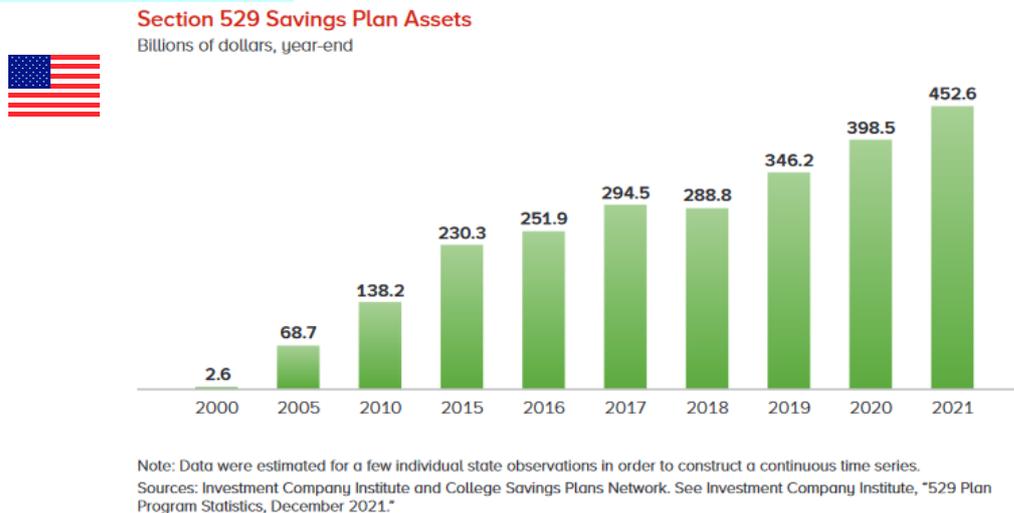
## 教育資金需要増(大統領も重視)で米国の 529 が拡大する中、日本のジュニア NISA は？

日本の NISA が 2024 年以降、大幅縮小する大きな原因は日本のジュニア NISA が無くなる為。しかし日本のジュニア NISA は 2021 年 12 月末時点の口座数が前年末比+83.2%の 54 万 9,142 口座、累計買付額が前年末比+97.2%の 3,908 億円と大きな伸びを示している(証券会社のみ、2021 年 6 月末で証券会社は 72.4%を占める～当コラム p.5 の図表参照)。人気なのに 2023 年末で新規投資終了するのは、2019 年 12 月 12 日に自民党税調(元経済産業相、元幹事長の甘利明会長)がとりまとめた与党税制改正大綱で「ジュニア NISA については、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を 2023 年までとする。」(2019 年 12 月 12 日付与党税制改正大綱～ <https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>)となった為(2021 年 10 月 18 日付日本版 ISA の道 その 344「金融所得課税の見直しは NISA と共に」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211018\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf))。

確かに 2019 年 12 月 12 日時点でジュニア NISA は利用実績が乏しかったかもしれない。しかし、その時点まで低迷していた大きな理由の払い出し制限(18 歳となる年まで非課税払い出しが出来ず中高受験や中高への進学、大学受験の為の塾費用等が必要になっても引き出せなかった事)がジュニア NISA 終了に伴い無くなった事から人気化、口座開設も買付額も急増している。2019 年末比で 2021 年末の口座数は 2.7 倍、累計買付額は 3.2 倍(単年度買付額は 5.0 倍)となっている。

払い出し制限は英国ジュニア ISA にもある(前述 p.4 の図表を参照)。だが、ここは英国ジュニア ISA(2011 年～)より歴史のある米国の 529 プラン/529 plan(内国歳入法 529 条制度)/教育資金積立制度(1996 年～)を参考としたい(2014 年 11 月 4 日付日本版 ISA の道 その 78「ジュニア NISA vs こども(学資)保険! ジュニア NISA vs 英国ジュニア ISA・米国 529 プラン!」～ <https://www.am.mufg.jp/text/141104.pdf>、2021 年 10 月 18 日付日本版 ISA の道 その 344「金融所得課税の見直しは NISA と共に」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211018\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf))。

2022 年 5 月 25 日発表の ICI/Investment Company Institute/米国投資信託協会「ICI Fact Book」によると、529 プランの貯蓄プラン/Savings plans 残高は 2021 年 12 月末に記録的な 4,526 億ドル/約 52 兆円(貯蓄プラン以外を含めても 4,800 億ドル/約 55 兆円と記録的に達した( <https://www.ici.org/news-release/22-news-fact-book> )。



529 プランには、前払い授業料プラン/prepaid tuition plans と教育貯蓄プラン/education savings plans の 2 種類があって、後者は適格教育費等/qualified higher education expenses(大学の授業料・教科書代・寮費等、年 1 万ドルまでの小中学校の授業料)であれば非課税払い出しが可能である(年齢を問わず親族を対象とし、名義変更も可で、最高拠出額 30 万ドル前後、通常は所得控除・運用非課税、適格教育費以外は課税となり 10%ペナルティ税～ <https://www.sec.gov/reportspubs/investor-publications/investorpubsintro529htm.html>)。利用者はミューチュアルファンド/mutual funds や ETF のポートフォリオで運用する事が多い(2013 年 12 月 2 日付日本版 ISA の道 その 37「日本版ジュニア ISA(子ども版 NISA)の道、日本版 529 プランの道」～ <https://www.am.mufg.jp/text/131202.pdf>)。

529 プランは拡大しているが、これでも米国では「エドワード・ジョーンズ/Edward Jones の調査によると、米国人の55%が『新型コロナウイルス感染症のパンデミック/pandemic やインフレよりも教育の為の貯蓄/saving for education を最優先事項と考えている。』と言う。しかし米国人の51%はその為のツールとなる529プラン/529 plan(米国の教育資金積立制度)を知らず、13%の人しか529プランを使用していないと言う。」(2022年5月26日付ThinkAdvisor「Most College Savers Don't Know About 529 Plans: Edward Jones」～ <https://www.thinkadvisor.com/2022/05/26/most-college-savers-dont-know-about-529-plans-edward-jones/> )、**「大学に通う子供がいる家族のうち、約37%が2020年に529プランを使用し、平均残高25,664ドル/約300万円を保有している。」**(2022年5月27日付InvestmentNews「Grandparents can give more to 529 plans after rule change」～ <https://www.investmentnews.com/grandparents-can-give-more-to-529-plans-after-rule-change-222114> )と言う。米国の529プランは拡大余地が大きい(エドワード・ジョーンズは米中西部ミズーリ/Missouri州に本社のある従業員アドバイザーの証券会社で、ファイナンシャル・アドバイザーの数で世界最多～2022年3月7日付日本版ISAの道 その352「エドワード・ジョーンズ vs レイモンド・ジェームズ」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.220307.3.pdf> )。

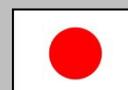
**米国では学生ローンの大きさが深刻で、大統領選の争点ともなるほどだ。かつて、共和党のトランプ氏は大統領選で民主党に対抗、529プランに加えて、「DCSAs/Dependent Care Savings Accounts/扶養家族養育貯蓄口座」案を出した事もある**(2017年2月27日付日本版ISAの道 その173「米国版ISAの道?トランプ大統領のDCSAs創設案!~DCの様な所得控除、英ISAやNISAの様な毎年拠出で積み上がり、529プランの様な子ども向けで、老親にも提供される補助金付き非課税制度。日米で起きている教育無償化の流れの中、日本でも検討されるかもしれない。~」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.170227.pdf> )。529プランはとても重要なのだ。

さらなる米国529プランの詳細は、(日本のNISA導入前に書いた)2013年12月2日付日本版ISAの道 その37「日本版ジュニアISA(子ども版NISA)の道、日本版529プランの道~英国のジュニアISAとチャイルド・トラスト・ファンドの歴史、米国の529プランの歴史、そして米国の529プランファンドの今~」( <https://www.am-mufg.jp/text/131202.pdf> )、(日本のNISA導入後に書いた)2014年11月4日付日本版ISAの道 その78「ジュニアNISA vs こども(学資)保険!ジュニアNISA vs 英国ジュニアISA・米国529プラン!!」( <https://www.am-mufg.jp/text/141104.pdf> )を参照の事。

「新しい資本主義」実行計画原案の1つの柱が「人への投資」で、そこに「資産所得倍増プラン」がある。他の柱、**「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ投資」、そして、「グリーン、デジタルへの投資」についても、英国の「イノベティブ・ファイナンスISA」や「グリーンISA」などを参考とすればNISAが支援出来る**(後述※2参照)。

以上、岸田首相が英国で話した「Kites rise highest against the wind - not with it/風(たこ)が一番高く上がるのは、風に向かっているときである。風に流されているときではない。」(2022年5月5日、チャーチル元英国首相の言葉、2022年5月5日付首相官邸ホームページ～ <https://www.kantei.go.jp/jp/101/kishida/statement/2022/0505kichokoen.html> )の様に、風に向かっていって欲しいものである。

※1: 岸田首相「資産所得倍増プラン」の効果と課題 木原副長官×専門家×橋下徹…



2022年5月22日朝7時30分からのフジテレビ系/FNN「日曜報道 THE PRIME」で、「岸田首相『資産所得倍増プラン』の効果と課題 木原副長官×専門家×橋下徹(資産所得倍増プラン…NISAの抜本的拡充、預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設)」と言う見出しで、官房副長官(政務)の木原誠二氏と弁護士の橋下徹氏(元大阪府知事、元大阪市長、元日本維新の会代表)が出演して対談をした( <https://www.fnn.jp/articles/-/363749> )。木原氏は「岸田氏に最も近い側近で、新しい資本主義の発案者と目される」(2022年5月16日付日本版ISAの道 その356「米国の新しい最善の利益規制と日本のNISAの抜本的拡充で一層インデックスファンドに資金が向かう?」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.220516.2.pdf> )。

金融所得課税について、木原氏は「政策は優先順位をつけてやるということが非常に大切で、いま我々がやるべきことは、まさに貯蓄から投資。1960年代から『やろう』と言ってできていないわけですから、まずこのマインドをしっかりとつくるということだと思います。したがってまずこれを優先的にやりたいと思います。」と発言。

これに対し、橋下氏は「金融所得課税について、強化ということだけが、前面に出てきたので、これは違うじゃないですかと、僕は言わせてもらったのです。高額所得者は総合課税にしていく。中間所得者層のNISAの拡大と高額資産家の総合課税化を合わせてワンセットでやっていくことが、税による配分と、その株式市場による

配分の合わせ技だと思う。ここは放棄せずに進めてもらいたい。」と発言している。

そして、これに対して木原氏は「いま橋下さんがおっしゃった方向性というのはこれから税制改正の中でいろんな場面で議論されていくことだ。マーケットにどういふメッセージを出すかは非常に大切なことで、いま我々がマーケットに、投資家に、国民に出さなければいけないメッセージはまず貯蓄から投資。これをぜひ一度やってみていただけませんか、ということだと思いますから、そこに悪影響がないような形をぜひ考えていきたい。」と発言。

橋下氏が「NISA の拡大と高額資産家の総合課税化を合わせてワンセットでやっていくことが、税による配分と、その株式市場による配分の合わせ技だと思う。」と話している。昨年秋(2021年10月31日投開票の衆院選前後)時点にはこうした意見がまるで無く、金融所得課税見直し・強化だけが前面に出て話題となり、日本株式市場にダメージを与えた。その意味でこうした意見がテレビ等に出て来た事はとても良い傾向と思われる(2021年10月18日付日本版ISAの道 その344「金融所得課税の見直しはNISAと共に」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211018\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211018_2.pdf) )。

なお、木原氏は「貯蓄から投資を促すためNISAを拡充する。与党の税制調査会で期間や金額、投資できる対象を検討してもらいたい。」とも言っている(2022年5月22日付日本経済新聞電子版「金融所得課税引き上げ、優先しない意向 木原副長官」～ [https://www.nikkei.com/news/print-article/?R\\_FLG=0&bf=0&ng=DGXZQOUA220EW0S2A520C2000000](https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXZQOUA220EW0S2A520C2000000) )。



(出所: 2022年5月22日フジテレビ系/FNN「日曜報道 THE PRIME」)

なお、日本維新の会や国民民主党、立憲民主党や共産党の政権公約・政策集(2021年10月31日投開票衆院選)における金融所得課税とNISAについては2021年11月8日付日本版ISAの道 その345「NISAに30%課税!? ポストコロナのNISA 拡充に期待!!」のp.2( [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211108\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211108_2.pdf) )にある。

このコラムを書いた時に話題となった米国のバイデン大統領による年100万ドル超世帯のキャピタルゲイン税率39.6%だが、その後消えている(2021年12月13日付日本版ISAの道 その347「与党税制大綱に金融所得課税見直し検討明記! 米国は39.6%案が消え年収2,300万円未満なら20%以下非課税も!!」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_211213\\_2.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_211213_2.pdf) )。

## ※2: 英国のISAファミリー、多様化する英国のISA…



英国のISA/Individual Savings Account(個人貯蓄口座)には、多種多様なISAがあり、ISAファミリー/the ISA familyとも呼ばれている。以下がISAの種類である。

**第一の ISA…預金型 ISA/Cash ISA。「ジュニア預金型 ISA/Junior Cash ISA」と「ヘルプ・トゥ・バイ/Help to Buy ISA/住宅購入支援 ISA(補助金付住宅資金貯蓄)も含む(ヘルプ・トゥ・バイ ISA は 2019 年 11 月 30 日まで～2015 年 3 月 30 日付日本版 ISA の道 その 95「総選挙間近の英政府が ISA の大きな制度改革を発表!」～ <https://www.am-mufg.jp/text/150330.pdf> )。**

**第二の ISA…株式型 ISA/Stocks and Shares ISA。ここには「ジュニア株式型 ISA/Junior Stocks and Shares ISA」も含む(2014 年 7 月 22 日付日本版 ISA の道 その 64「子ども版 NISA を 2016 年 1 月以降にも創設、世代を超えた金融資産の移転を促す!」～英国のジュニア ISA、米国の 529 プランの現状付き～」～ <https://www.am-mufg.jp/text/140722.pdf> )。2014 年 11 月 4 日付日本版 ISA の道 その 78「ジュニア NISA vs こども(学資)保険! ジュニア NISA vs 英国ジュニア ISA・米国 529 プラン!!」～ <https://www.am-mufg.jp/text/141104.pdf> )。**

**日本の一般 NISA およびジュニア NISA のモデルである。**

**第三の ISA…「イノベーティブ・ファイナンス型 ISA/Innovative Finance ISA/IFISA/社会的投資 ISA」(2015 年 11 月 2 日付日本版 ISA の道 その 119「イノベーティブ・ファイナンス ISA が 2016 年 4 月から開始!!」～ <https://www.am-mufg.jp/text/kam151102.pdf> 、2016 年 11 月 28 日付日本版 ISA の道 その 164「積立 NISA に先行する英ライフタイム ISA/LISA!(ISA ファミリー「第四の ISA」!) 「Help to Buy ISA」より増える可能性!! 「第三の ISA」、イノベーティブ・ファイナンス型 ISA は今…。」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.161128.pdf> )。**

**第四の ISA…「ライフタイム ISA/Lifetime ISAs/LISA(人生設計 ISA)」。同預金型と株式型がある(2016 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 136「今後は年金版 ISA、ライフタイム ISA の道～」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.160322.pdf> 、2016 年 11 月 28 日付日本版 ISA の道 その 164「積立 NISA に先行する英ライフタイム ISA/LISA!」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.161128.pdf> )。 **長期資産形成という面で日本のつみたて NISA に近い。****

チャンネルで分類した「ワークプレイス ISA/Workplace ISA/WISA(職場積立 ISA もしくはコーポレート ISA/Corporate ISA/企業型 ISA)」というものもある(2014 年 8 月 25 日付日本版 ISA の道 その 68「職域 NISA のガイドラインが 10 月から適用!」～ <https://www.am-mufg.jp/text/140825.pdf> 、2015 年 2 月 23 日付日本版 ISA の道 その 91「職場積立 NISA の道～確定拠出年金(DC)や日本版 ESOP(インソップ)と共に拡大が期待される～」～ <https://www.am-mufg.jp/text/150223.pdf> 、2016 年 3 月 22 日付日本版 ISA の道 その 136「英国の職場積立 ISA～DC、SAYE/定期積立貯蓄制度、SIPs/株式奨励制度を補完して拡大し、今後はライフタイム ISA の道～」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.160322.pdf> )。

介護費用を補う「ケア ISA/Care ISA」を英国政府が検討した事もある(2018 年 8 月 20 日付 FTAdviser.com「Care Isa proposals branded ineffective by experts」～ <https://www.ftadviser.com/pensions/2018/08/20/care-isa-proposals-branded-ineffective-by-experts/> )。民間金融機関の創意工夫で、「ブレグジット ISA/Brexit ISA」(2019 年 8 月 13 日付日本版 ISA の道 その 277「『ブレグジット ISA』も登場した英国の ISA は非課税枠が日本の倍近く、補助金付き住宅購入支援 ISA もあり!」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.190813.pdf> )、グリーン ISA(2021 年 11 月 22 日付日本版 ISA の道 その 346「グリーン・ボンド、グリーン・ファンド、グリーン ISA」～ <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.211122.2.pdf> )もある。ISA から引き出しても同年度なら非課税枠が復活する「フレキシブル ISA/Flexible ISA」(ジュニア ISA とライフタイム ISA は除くものイノベーティブ・ファイナンス型 ISA は含む)、配偶者の遺した ISA 資産を翌年の非課税枠に追加出来る(その後、子供など他の相続人の支払いや相続税の支払いをする)「相続 ISA/Inherited ISA」、非課税枠大幅拡大および株式型から預金型への移管解禁を受けた「新 ISA/New ISA/NISA」などと言う ISA があるものの、これらは種類と言うより制度の改正だ。

そして、まだ案であるが、「スーパーISA/Super-Isa(ジュニア ISA とライフタイム ISA の統合)」、「エブリシング ISA/Everything Isa」、「シングル ISA/single ISA(現行の 6 種類を 1 つに統合)」と言うものもある(2019 年 11 月 29 日付日本版 ISA の道 その 289「つみたて NISA が 2038 年以降も継続積み立て可能に! NISA「一般・つみたて」一本化へ!! 本家・英国の ISA はエブリシング ISA/スーパーISA/シングル ISA へ!」( <https://www.am-mufg.jp/text/oshirase.191129.pdf> )。

岸田首相は 2022 年 5 月 5 日に「資産所得倍増プラン」などの講演をした際、「具体的に何にどのように取り組んでいくのか。『人への投資』、『科学技術・イノベーションへの投資』、『スタートアップ投資』、そして、『グリーン、デジタルへの投資』、この 4 本柱です。」と言っていた( <https://www.kantei.go.jp/jp/101/kishida/statement/2022/0505kichoko-en.html> )。また、「政府は、国富を示す国内総生産(GDP)とは別に『グリーン GDP』を新指標として整備する方針だ。近くまとめる経済財政運営の指針(骨太方針)に盛り込み、脱炭素社会の実現を促す。」(2022 年 5 月 26 日付ライター「脱炭素化へグリーン GDP を新指標に＝骨太で政府筋」～ <https://jp.reuters.com/article/gx-gdp-jp-idJPKCN2NC034> )とも言う。英国で「イノベーティブ・ファイナンス ISA」や「グリーン ISA」がある様に、日本で「グリーン GDP」がある様に、NISA をうまく活用して国民にとって良い方法にする事を期待したい。

### ※3: 世界のISA等の適格ファンド…



つみたてNISAは金融庁が認定する長期投資に適した低コストの投資信託に対象が限られる。大半は低コストのパッシブ運用投信/passively managed funds(もしくはインデックスファンド/index funds)である(2017年4月24日付日本版ISAの道その179「積立NISAの適格投信は全体の1%以下でインデックス・ファンドばかり。」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170424.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170424.pdf) )

英国ISAには「適格」のファンドとなる任意の基準があつて、かつてそれは「ISAの手数料/Chargesが年1%以下(預金ISAは無料、保険ISAは年3%以下)、最低預入額/Accessが500英ポンド以下(預金ISAは10英ポンド以下、保険ISAは250英ポンド以下)、その他条件/Termsとして50%以上をEU取引所上場株式等に投資している事などがあつた(2013年5月27日付日本版ISAの道その13「ISA本家・英国のISAファンド17兆円がリスクオン。」～ <https://www.am.mufg.jp/text/130527.pdf> )。

ISAが1999年4月6日に開始される前の1998年10月1日に英国政府が「ISA CAT基準/CAT standards for ISAs(\*CAT…Charges, Access, and Terms Standard, fair Charges, easy Access and decent Terms)」として紹介していた(HM Treasury/英国財務省～ [https://web.archive.org/web/20090714013542/http://www.hm-treasury.gov.uk/press\\_95\\_04.htm](https://web.archive.org/web/20090714013542/http://www.hm-treasury.gov.uk/press_95_04.htm) )。

ただ、2005年4月6日から「ステークホルダー商品規制/Stakeholder Products Regulations」が使われている(2019年7月29日付日本版ISAの道その275「英国IFAから考える日本版IFAの道」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190729.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190729.pdf) 、2019年11月29日付日本版ISAの道その289「つみたてNISAが2038年以降も継続積み立て可能に! NISA「一般・つみたて」一本化へ!! 本家・英国のISAはエブリシングISA/スーパーISA/シングルISAへ!?( [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_191129.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_191129.pdf) )。

英国以外で、フランスは「フランスの投信の約3割がフランス版ISA・PEA/Plan d'épargne en actionsの適格投信。」である(2017年7月31日付日本版ISAの道その190「フランス版ISA・PEAがありマイナス金利で日本より先行している投信大国フランスの最新動向」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170731.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170731.pdf) )。

オーストラリアは「スーパーアニュエーションには、2013年7月に導入されたマイスーパー/MySuper制度がある。スーパーアニュエーションの加入者がプロダクツ等の選択をしない場合の投資先であるデフォルト・スーパーアニュエーション・プロダクツ/default superannuation products(マイスーパー・インベストメント・オプション/MySuper investment options)である。2014年1月1日からはオーストラリア健全性規制庁/Australian Prudential Regulation Authority/APRA(金融機関が承認した低フィー&シンプルなマイスーパー・プロダクツ/MySuper productsのみが新規従業員のデフォルトとなり、2017年7月1日から全加入者のデフォルトとなっている。資産配分が変わらない『単一分散投資戦略/Single diversified investment strategy』と、資産配分が年齢と共に保守化する『ライフサイクル投資戦略/Lifecycle investment strategy』となっている(Treasury.gov.au『MySuper』～ <https://treasury.gov.au/programs-and-initiatives-superannuation/mysuper> 、ASIC's MoneySmart『MySuper』～ <https://www.moneysmart.gov.au/superannuation-and-retirement/how-super-works/choosing-a-super-fund/mysuper> )。』である(2019年9月2日付日本版ISAの道その278「アジアの投信大国オーストラリアの金融規制・投信・年金」～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190902.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190902.pdf) 、ASIC's MoneySmart「MySuper funds list」～ <https://www.moneysmart.gov.au/tools-and-resources/calculators-and-apps/mysuper-funds-list> )。

以上

三菱 UFJ 国際投信【投信調査コラム】日本版 ISA の道 バックナンバー：  
「各年…<https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」、  
「2013年2月1日付日本版ISAの道 その1から一気に見る/検索する…  
<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html>」もしくは  
Google 等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索。

#### 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会